

(別紙様式4)							令和6年7月30日																																				
職業実践専門課程等の基本情報について																																											
学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																																					
東京メディカル・スポーツ専門学校		平成30年8月1日		関口 正雄		〒 134-0088 (住所) 東京都江戸川区西葛西3-1-16 (電話) 03-5605-2930																																					
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																																					
学校法人滋慶学園		昭和58年12月23日		浮舟 邦彦		〒 134-0084 (住所) 東京都江戸川区東葛西6-16-2 (電話) 03-5878-3311																																					
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度																																				
医療	医療専門課程		柔道整復師科(午後コース)		平成28(2016)年度		平成29(2017)年度																																				
学科の目的		柔道整復師として必要な知識・技術・臨床力を身に付け、変化する社会の中でも医療現場やスポーツの現場で活躍できる柔道整復師を養成する。																																									
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		①柔道整復師国家試験及び認定実技審査に合格できる知識・技術を習得する。②スポーツの分野で活躍できる知識・技術を習得する。③変化する社会に対応できる思考力・想像力を身に付ける。																																									
修業年限		昼夜		全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義		演習		実習		実験		実技																													
3年		昼間		※単位時間、単位いずれかに記入		2,760 単位時間 単位		1,980 単位時間 単位		単位時間 単位		780 単位時間 単位		単位時間 単位		単位時間 単位																											
生徒総定員		生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)																																					
90 人		55 人		0 人		0 %																																					
就職等の状況		■卒業者数(C) : 18 人 ■就職希望者数(D) : 17 人 ■就職者数(E) : 17 人 ■地元就職者数(F) : 8 人 ■就職率(E/D) : 100 % ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 47 % ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 94 % ■進学者数 : 1 人 ■その他 病気療養・留学 (令和 5 年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報) ■主な就職先、業界等 施術所・整形外科・介護施設・一般企業等																																									
第三者による学校評価		■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 一般社団法人柔道整復教育評価機構 受審年月: 2024年3月 評価結果を掲載したホームページURL https://www.tokyo-medical.ac.jp/assets/doc/about/info/hokoku.pdf																																									
当該学科のホームページURL		https://www.tokyo-medical.ac.jp/course/iudo-study/																																									
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)		(A: 単位時間による算定) <table><tr><td>総授業時数</td><td>180 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>180 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr><tr><td>うち必修授業時数</td><td>180 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>180 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr><tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr></table> (B: 単位数による算定) <table><tr><td>総授業時数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位</td></tr><tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位</td></tr></table>														総授業時数	180 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	180 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	180 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	180 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間	総授業時数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位	うち必修授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位
総授業時数	180 単位時間																																										
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	180 単位時間																																										
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																																										
うち必修授業時数	180 単位時間																																										
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	180 単位時間																																										
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																																										
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																																										
総授業時数	単位																																										
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位																																										
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位																																										
うち必修授業時数	単位																																										
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位																																										
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位																																										
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位																																										
教員の属性(専任教員について記入)		<table><tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>5 人</td></tr><tr><td>② 学士の学位を有する者等</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>2 人</td></tr><tr><td>③ 高等学校教諭等経験者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>④ 修士の学位又は専門職学位</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>⑤ その他</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>2 人</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>9 人</td></tr></table> <table><tr><td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td><td></td><td>4 人</td></tr></table>														① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	5 人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	2 人	計		9 人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		4 人							
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	5 人																																									
② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人																																									
③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																									
④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																																									
⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	2 人																																									
計		9 人																																									
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		4 人																																									

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

企業・業界の求める知識・技術が教育課程に反映されるように業界の動向に関して情報交換を行い、教育課程の改善および改定を定期的に実施することを目的とする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校の教育課程編成委員会は理事会のもと設置され(添付教育課程編成委員会規定参照)、委員会の適切な運営は理事長が担保することになっている。また学校運営においては教務組織規定において、「委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報、意見を十分に生かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努める」ことが明記され、この定めに従い、委員会を運営している。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

#REF!

名 前	所 属	任期	種別
古島 昭博	滋慶学園 常務理事	2023.4.1～2025.3.31	
関口 正雄	東京メディカル・スポーツ専門学校 学校長	2023.4.1～2025.3.31	
藤本 拓也	東京メディカル・スポーツ専門学校 事務局長	2023.11.1～2025.10.31	
西田 茂男	東京メディカル・スポーツ専門学校 教務部長	2023.11.1～2025.10.31	
小関 孝男	東京メディカル・スポーツ専門学校 柔道整復師科学科長	2023.4.1～2025.3.31	
伊藤 譲	日本体育大学	2023.4.1～2025.3.31	②
細野 昇	呉竹医療専門学校	2023.4.1～2025.3.31	②
森松 祐介	相模大野鍼灸院・整骨院	2023.4.1～2025.3.31	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「－」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (7月、11月)

(開催日時(実績))

第1回 2023年7月3日 13:00～14:40

第2回 2023年11月22日 15:00～16:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

・現在はあるべき柔道整復師像が揺らいでいる点があるので、再度皆で考え検討する必要があるのではないかと柔道整復師が危機的な状況であるので、「今できること」という観点でカリキュラムの検討をしていく。

・学生のモチベーションと将来像を繋ぐカリキュラムの再考→技術・知識以外に「態度」をどのように評価するかという基準を学年ごとに詰めていく。

・国家試験対策は各学年の目標を明確化させて教員・学生共に意識しながら授業に臨んでいく。

・卒業生より業界の人からの話の方が効果が高いと感じたので、1年からフローで取り組んでいく。

・スポーツ(外傷予防)というのは非常に魅力的な分野なので、学校側から学生へ示す。

・午前コースは多様性の力をつける教育。午後コースはATに特化させる等、午前と午後で色分けをしていく。

・午前と午後で学ぶ主体を明確にわけて付加していくやり方(独立開業をする。スポーツトレーナーを目指す等)を取り入れ、既卒マーケットを広げていく必要がある。

・国家資格合格をするためだけでなく、どんな柔道整復師科になって欲しいかを考えてシステム化すること。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

TMS柔道整復師科は、「医療×スポーツ」をコンセプトに、柔道整復師の新たな価値を創造し続け、多角的な視点から健康社会への一翼を担うことができる柔道整復師を輩出することで社会に貢献することを基本方針としている。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実習指導者は、本校で行う臨床実習指導者講習会を受講し、終了後東京都に申請し修了認定を受けた者のみ指導を行うことができる。さらに臨床実習を行う前に臨床実習指導者会議を行い、学校が考える実習の到達目標・実習方針等を確認し伝えている。実習中学生は、デイリーノートを毎日記入し、指導者に提出しコメントをいただいている。また実習期間中に本校専任教員が訪問し、学生に面談するとともに、指導者にヒヤリングを行い、改善などあればその場で学生に伝える。実習終了後は、評価表、出欠表を学校に提出いただきデイリーノートとともに総合的な判断し最終評価を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
臨床実習Ⅰ	臨床実習を付属接骨院と学外研修で行う。医療人としての協調性と責任感を養い、社会に適応していくための態度と能力を高めることを実習の目的とする。具体的には、協調性：実習施設において施設スタッフ並びに他の学生と協力し合い、臨床及び共同生活が出来る。責任感：実習施設において与えられた役務を放棄することなく、遂行することが出来る。臨床能力：医療面接、柔道整復術の適応と限界が把握出来る。以上を目的とする。	株式会社クラシオン・株式会社HSコーポレーション・株式会社F・C・C(他13社)※治療院数125施設
臨床実習Ⅱ	臨床実習Ⅰを受けて、より実践に近い知識と技量を身に着ける。具体的には、捻挫・打撲等の軽傷について、免許取得後すぐに治療を行える技量を身に着ける。	株式会社クラシオン・株式会社HSコーポレーション・株式会社F・C・C(他13社)※治療院数125施設

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的にを行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

学校で毎年定める事業計画の実行方針において提起された目標（カリキュラムのイノベーション、中途退学防止、卒業後の離職防止）を具現化するために、企業等からのヒアリングを行い、業界の動きを踏まえた実行計画を作成しています。企業等への擬態的な情報提供方法としては、業界関係者である講師と教員間での講師会議を開催し、授業科目編成や各科目のシラバスなどについて審議を行い、そこで出された意見を実行案へと反映させます。そして、ホームページでの情報提供により、広く学校の取り組みや理念を公開しています。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名：	第32回日本柔道整復接骨医学会 学術大会	連携企業等：	日本柔道整復接骨医学会
期間：	2023年12月2日～3日	対象：	学会会員
内容	「臨床と学術の融合」をテーマにした症例報告・研究発表		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名：	全国柔道整復学校協会 第65回 教員研修会	連携企業等：	全国柔道整復学校協会
期間：	2024年9月21日～22日	対象：	学科全教員
内容	「柔道整復の新時代へ」をテーマに、教育手法、柔道整復師養成施設の在り方、コア・カリキュラム等についての研修		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

評価委員会は、自己点検・評価結果の客観性・透明性を高め、学校の利害関係者の学校運営の理解促進や連携協力による学校運営の改善を目的とし、自己点検・評価の結果は学校法人滋慶学園情報公開規定に基づき学校内外に開示するものとする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目標・育成人材像
(2) 学校運営	運営方針・事業計画・運営組織・人事・給与制度・意思決定システム
(3) 教育活動	目標設定・教育方法・評価等・成績評価・単位認定等・資格・免許取得の指導体制他
(4) 学修成果	就職率・資格・免許の取得率・卒業生の社会的評価
(5) 学生支援	就職等進路・中途退学への対応・学生相談・学生生活・保護者との連携・卒業生・社会人
(6) 教育環境	施設・設備等・学外実習・インターシップ等・防災・安全管理
(7) 学生の受入れ募集	学生募集活動・入学選考・学納金
(8) 財務	財務基盤・予算・収支計画・監査・財務情報の公開
(9) 法令等の遵守	関係法令・設置基準等の遵守・個人情報保護・学校評価・教育情報の公開
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献・ボランティア活動
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

- 学校のルールとしてテストの回答は返却するようにしてください。
- 学校長や理事長の入学式などの話は、この学校がどんな考えで運営しているかなどを伝える場なので、別に場を設けて直接保護者の方と話を聞いた方がいいのではないかな。
- 学校案内などに部活動の写真などが無い。もう少し幅広く告知をしてはどうか。
- 学生募集について、夜間などもあるので年齢を広げたり、女性を対象にするなどしても良いと思う。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
牛込 公一	一般社団法人日本パラフェンシング協会	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	卒業生
和田 清香	在籍者保護者	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	保護者
森 章	拓大紅陵高等学校	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	高等学校
沼倉 英里	行船管理有限会社	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	地域
藤野 浩一郎	一般社団法人TMG本部	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	業界関係
高井 豊	社会医療法人社団森山医会	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	業界関係
宇梶 義男	ムーヴアクション株式会社	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	業界関係

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: https://www.tokyo-medical.ac.jp/common/doc/about/infomation/2025_hyouka_kekka.pdf

公表時期: 令和6年6月30日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

(ホームページ) 広報誌等の刊行物 ・ その他())

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	・基本情報 ・開校の目的 ・建学の理念 ・学校の沿革 ・学校長略歴・ご挨拶 ・各科の養成目的
(2)各学科等の教育	・各科の別、修業年限、入学定員 ・教育目標・教育システム ・教育スケジュール ・取得目標資格 ・卒業後の進路(主な就職先)
(3)教職員	・代表教員の紹介
(4)キャリア教育・実践的職業教育	・キャリア教育への取り組み ・就職支援の取り組み
(5)様々な教育活動・教育環境	・教育活動 ・学校設備状況
(6)学生の生活支援	・主なサポートシステム ・医療、健康サポート ・住環境サポート ・就職サポート
(7)学生納付金・修学支援	・学生納付金情報 ・学費サポートシステム
(8)学校の財務	・監査報告、貸借対照表、収支計算書、財産目録
(9)学校評価	・自己点検、自己評価 ・学校関係者評価の議事録
(10)国際連携の状況	
(11)その他	・災害時避難の対応

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.tokyo-medical.ac.jp/about/information/>

公表時期: 令和6年6月30日

授業科目等の概要

	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			生物学	専門科目の前提となる理科の分野について習得する。	1	60	4	○			○			○	
2	○			保健体育Ⅰ	治療院で必要になるリハビリテーション・トレーニング・テーピングの知識・技術について習得する。	1	60	4	○			○		○		
3	○			保健体育Ⅱ	身体の運動について学ぶ。（放送大学）	1	60	2	○			○			○	
4	○			栄養学	栄養学の基礎を学ぶ。（放送大学）	1	60	2	○			○			○	
5	○			論理学	文章を読むこと、論理的に内容を伝えることの基礎を身につける。（放送大学）	1	60	2	○			○			○	
6	○			キャリアデザイン講座	自分自身の学校生活や職業人生、キャリアについて、自らが主体となって構想し、実現していくことを知る。	1	30	2	○			○		○		
7	○			解剖学Ⅰ	人体を構成する諸器官や組織の正常な形態・構成・機能などの基礎知識を理解する。	1	60	4	○			○			○	
8	○			解剖学Ⅱ	人体を構成する諸器官や組織の正常な形態・構成・機能などの基礎知識を理解する。	2	60	4	○			○			○	
9	○			解剖学Ⅲ	人体を構成する諸器官や組織の正常な形態・構成・機能などの基礎知識を理解する。	3	60	4	○			○			○	
10	○			生理学Ⅰ	人体を構成している組織・臓器・内部環境の恒常性維持・外部環境への適応などの機能やその仕組みについて理解する。	1	60	4	○			○			○	
11	○			生理学Ⅱ	人体を構成している組織・臓器・内部環境の恒常性維持・外部環境への適応などの機能やその仕組みについて理解する。	2	30	2	○			○			○	
12	○			生理学Ⅲ	人体を構成している組織・臓器・内部環境の恒常性維持・外部環境への適応などの機能やその仕組みについて理解する。	3	60	4	○			○			○	

13	○		運動学	人間の身体運動を科学的に分析研究することにより、運動器の構造や機能、正常運動の特性について理解する。	2	60	4	○			○			○	
14	○		高齢者・競技者の生理的特徴	老年期の心身の変化の特徴について知る。運動生理学と運動生理学の基礎的な知識を学ぶ	2	30	2	○			○		○		
15	○		病理学概論	生体に起こる病的障害の原因・成立過程・結果を正しく把握し、生体の刺激に対する組織的变化、機能的変化などを理解する。	2	60	4	○			○			○	
16	○		一般臨床医学	関節の構造や仕組みより深く理解し、人間の運動機能について学ぶ。	2	60	4	○			○			○	
17	○		外科学概論	柔道整復師として必要な外科に関する知識を習得する。	2	60	4	○			○			○	
18	○		整形外科学	外科系臨床医学のうち、骨・関節・筋・靱帯・末梢神経など運動器疾患を扱う分野。後期集中講義。	2	30	2	○			○			○	
19	○		リハビリテーション医学	医学的リハビリテーションの対象となる中枢・末梢神経疾患をはじめとする主要な疾患の病態、診断、治療、予防などの基本的原則について理解する。	2	60	4	○			○			○	
20	○		柔道整復術適応	骨折・脱臼・捻挫・打撲・筋挫傷の適応がどのようなものなのか、基礎的な知識を身につける。	3	30	2	○			○		○		
21	○		関係法規	柔道整復師に関する法律を学ぶ。	3	30	2	○			○		○		
22	○		柔道Ⅰ	柔道の技術・知識を身につけることにより、柔道整復の源流を理解する。	1	60	2				○	○		○	
23	○		柔道Ⅱ	柔道の技術・知識を身につけることにより、柔道整復の源流を理解する。	3	30	1				○	○		○	
24	○		衛生学・公衆衛生学	人々の健康づくりに携わる医療人として求められる幅広い教養と倫理観の習得を目的とする。	1	60	4	○			○			○	
25	○		職業倫理	医療職と倫理について理解し、医療倫理の基本原則を知る。	1	15	1	○			○		○		
26	○		社会保障制度	柔道整復術と地域社会のかかわりについての基本的な視点を知る	1	15	1	○			○		○		
27	○		基礎柔道整復学Ⅰ	柔道整復に関する基本的概念・知識を理解する。	1	60	4	○			○		○		

28	○		基礎柔道整復学Ⅱ	柔道整復に関する基本的概念・知識を理解する。	1	60	4	○			○		○	
29	○		基礎柔道整復学Ⅲ	柔道整復に関する基本的概念・知識を理解する。	1	60	4	○			○		○	
30	○		外傷の保存療法	現代における、自然治癒力を使った保存療法の利点について学ぶ。	1	15	1	○			○		○	
31	○		臨床柔道整復学Ⅰ	柔道整復に関する実践的知識の習得を図る。	2	60	4	○			○		○	
32	○		臨床柔道整復学Ⅱ	柔道整復に関する実践的知識の習得を図る。	2	60	4	○			○		○	
33	○		臨床柔道整復学Ⅲ	柔道整復に関する実践的知識の習得を図る。	2	60	4	○			○		○	
34	○		臨床柔道整復学Ⅳ	柔道整復に関する実践的知識の習得を図る。	3	60	4	○					○	
35	○		臨床柔道整復学Ⅴ	柔道整復に関する実践的知識の習得を図る。	3	60	4	○			○		○	
36	○		臨床柔道整復学Ⅵ	柔道整復に関する実践的知識の習得を図る。	3	60	4	○			○		○	
37	○		臨床柔道整復学Ⅶ	柔道整復に関する実践的知識の習得を図る。	3	60	4	○			○		○	
38	○		柔道整復演習Ⅰ	柔道整復学の総仕上げとして、教科書全範囲の理解を確認し、臨床に使えるレベルに向上させる。	3	60	2	○			○		○	
39	○		柔道整復演習Ⅱ	柔道整復学の総仕上げとして、教科書全範囲の理解を確認し、臨床に使えるレベルに向上させる。	3	60	2	○			○		○	
40	○		柔道整復演習Ⅲ	柔道整復学の総仕上げとして、教科書全範囲の理解を確認し、臨床に使えるレベルに向上させる。	3	30	1	○			○		○	
41	○		柔道整復術適応の臨床的判定	安全に柔道整復術を提供するため、臨床所見から判断して施術に適する損傷と、適さない損傷を的確に判断できる能力を身につける。	3	30	2	○			○		○	
42	○		物理療法機器の取扱い	物理療法の各治療法を基本に則って安全かつ効果的に実施する基礎的知識を身につける。	1	15	1	○			○		○	

43	○		柔道整復実技Ⅰ	柔道整復師として必要な技術を基礎から実践的なところまで習得する。	1	60	2			○	○			○	
44	○		柔道整復実技Ⅱ	柔道整復師として必要な技術を基礎から実践的なところまで習得する。	1	60	2			○	○			○	
45	○		柔道整復実技Ⅲ	柔道整復師として必要な技術を基礎から実践的なところまで習得する。	2	60	2			○	○			○	
46	○		柔道整復実技Ⅳ	柔道整復師として必要な技術を基礎から実践的なところまで習得する。	3	60	2			○	○		○		
47	○		柔道整復実技Ⅴ	柔道整復師として必要な技術を基礎から実践的なところまで習得する。	3	60	2			○	○		○		
48	○		柔道整復実技Ⅵ	柔道整復師として必要な技術を基礎から実践的なところまで習得する。	3	60	2			○	○			○	
49	○		柔道整復実技Ⅶ	柔道整復師として必要な技術を基礎から実践的なところまで習得する。	3	60	2			○	○			○	
50	○		高齢者・競技者の外傷予防	高齢者の健康状態を知り、高齢者への運動指導法の基礎を学ぶ。スポーツ選手の体調を管理し、外傷・障害を予防するための知識を身につける。	2	60	2			○	○		○		
51	○		臨床前施術試験等	臨床実習に望む前段階として、患者さんとの良好な信頼関係を構築するための過程を理解し、必要な基本行為が実践できることを目的とする。	1	30	1			○	○		○		
52	○		臨床実習Ⅰ	医療人としての協調性と責任感を養い、社会に適応していくための態度と能力を高めることを実習の目的とする。	2	135	3			○	○	○	○	○	○
53	○		臨床実習Ⅱ	実践に近い知識と技量を身につける。	3	45	1			○	○	○	○	○	○
合計					53 科目				2760 単位（単位時間）						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件： 卒業時まで全科目の履修単位を取得して卒業判定会議に合格し、学校長が適当と認めた者が卒業となる。ただし、柔道整復師科、鍼灸師科に関しては、実技認定試験（認定実技審査）の合格も要件とする。		1 学年の学期区分	2 期
履修方法： 出席時間数が70%以上で、各科の評価試験を行う		1 学期の授業期間	30 週

（留意事項）

1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。